一般社団法人日本玩具協会

消費生活用製品のリコールに関する経済産業省への報告ルールの変更について (「消費生活用製品のリコールハンドブック」の改定)

このほど、経済産業省から「消費生活用製品のリコールに関する情報提供の要請について」の通知(令和元年6月20日付)があり、経済産業省への定期的なリコール進捗状況報告の頻度、リコール進捗報告の終了の基準等について新たなルールを定めた旨、それを反映して「リコールハンドブック2010」を改定し「リコールハンドブック2019」とした旨の連絡がありましたので、お知らせします。

詳細は、別添の通達文書や経済産業省サイトに掲載の「消費生活用製品のリコールハンドブック 2019」をご参照下さい。

なお、当該ハンドブックの変更内容を別添の参考表に整理しましたので、併せてご利用 下さい。

【参照資料】

- ・経済産業省のリコールに関するウェブサイト (報告様式、手続フロー図等も掲載) https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/09-2.html
- 消費生活用製品のリコールハンドブック (旧版も掲載)
 https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/recalltorikumi.html
- ・製品事故対応とリコールに関するFAQ (よくある質問集) https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/FAQ.html

【別添資料】

- ・「消費生活用製品のリコールに関する情報提供の要請について」
- ・「リコールに関する経済産業省への報告のルールの変更点」(当協会作成参考表)